

令和6年度 事業計画（概要）

1 施設・事業所概要

○法人本部

事務局 (松山市道後町2丁目12番11号)	理事会の意思決定に基づき、法人全体や各施設における事業の計画的な執行管理を実施 ・経営上や事業運営上の課題について、施策を検討し、理事会・評議員会等に図る企画業務 ・各施設の経理・給与・社会保険事務等を集約する庶務業務 ・人事や職員研修、障がい福祉への理解促進に関する業務
---------------------------------	---

○直営施設

施設・事業所名	概要	実施サービス	定員
しげのぶ清流園 (東温市田窪2119番地1)	・主に身体に障がいのある方の日常生活の介護や生活支援、機能訓練などのサービスを提供 ・障がい児の放課後等デイサービスを実施	生活介護	55名
		施設入所支援	40名
		短期入所	5名
		放課後等デイサービス	5名
		老人デイサービス (共生型)	生活介護に含む
		老人短期入所 (共生型)	短期入所に含む
		生活介護	38名
		就労移行支援	6名
		就労継続支援(B型)	20名
		施設入所支援	40名
しげのぶ清愛園 (東温市田窪2119番地1)	・主に知的障がいのある方に生活の支援や農業主体の就労支援など、多様なサービスを提供 ・障がいのある方が地域で共同生活するグループホームを運営 ・東温市独自の事業とである障がい児のタイムケア事業を実施	短期入所	5名
		共同生活援助	18名
		障害児タイムケア	10名
		老人デイサービス (共生型)	生活介護に含む
		老人短期入所 (共生型)	短期入所に含む
		生活介護	35名
		自立訓練	15名
		就労移行支援	10名
		施設入所支援	40名
		就労定着支援	4名
道後ゆう (松山市道後今市1番2号)	障がいのある方の生活を支援するとともに、多種多様な日中活動、リハビリや就労に向けた支援などのサービスを提供	老人デイサービス (共生型)	生活介護に含む
		生活介護	35名
		自立訓練	15名
		就労移行支援	10名
		施設入所支援	40名
		就労定着支援	4名
		老人デイサービス (共生型)	生活介護に含む
ほほえみ工房ぱれっと道後 (松山市道後町2丁目12番10号)	障がいのある方に軽食・スイーツ・花苗の販売所「花楽里」での接客、クリーニング・清掃作業等、就労や生産活動の機会を提供	就労継続支援(B型)	40名
どうご清友寮 (松山市道後今市1番7号)	障がいのある方が地域で共同生活するグループホームを運営し、生活支援を実施	共同生活援助	37名
福祉工房いだい清風園 (松山市下伊台町1048番地2)	障がいのある方の生活を支援するとともに、木工や食品、印刷等の就労や生産活動の機会を提供	生活介護	40名
		就労継続支援(B型)	15名
		施設入所支援	50名
		老人デイサービス (共生型)	生活介護に含む
ほほえみ 特定相談支援事業所 (松山市道後町2丁目12番11号)	障がいのある方の就労や福祉サービスの利用等についての相談支援を一體的・総合的に実施	特定相談支援事業 障害児相談支援事業	一

○指定管理施設等

施設・事業所名	概要	定員
愛媛身体障がい者福祉センター (松山市道後町2丁目12番11号)	障がい者福祉の総合センターとして、会議室や体育館の利用提供、機能回復訓練、耳鼻科・整形診察、ＩＣＴサポートセンターの運営など様々なサービスを提供	—
愛媛県立愛媛母子生活支援センター (松山市道後町今市12番30号)	母子家庭の親子を受け入れ、自立に向けた支援を提供 ・緊急一時保護事業 ・愛媛県妊産婦等生活援助事業(新規)	20世帯
愛媛障がい者更生センター(道後友輪荘) (松山市道後町2丁目12番11号)	障がいのある方々及びその家族に宿泊、食事、入浴等のサービスを提供(障がい者の利用に支障のない範囲で一般者も利用可能)	宿泊45名
愛媛県視聴覚福祉センター (松山市本町6丁目11番5号)	視聴覚障がい者の自立及び社会参加の拠点として、またボランティアの学習や交流の場として様々なサービスを提供 ・視覚障がい者情報提供事業 ・聴覚障がい者情報提供事業 ・中途視聴覚障がい者生活訓練事業 ・聴能訓練事業 ・ボランティア養成・交流活動促進事業 ・点訳、音訳奉仕員養成事業 ・手話通訳者養成事業 ・要約筆記者養成事業	—
えひめ障がい者就業・生活支援センター (松山市道後町2丁目12番11号)	ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者の就労に向けた相談支援や調整、生活支援などを実施 ・雇用安定等事業 ・生活支援等事業 ・障がい者一般就労移行等促進事業 ・障がい者マッチング支援事業	—
愛媛障がい者スポーツ協会事務局 (松山市道後町2丁目12番11号)	27関係団体で組織する協会事務局として、全国障害者スポーツ大会へ向けた選手育成や、体験会の実施、指導者の養成など様々な事業を実施 ・障がい者スポーツ協会運営事業 ・障がい者スポーツ大会及び講習事業 県障がい者スポーツ大会開催事業 全国障害者スポーツ大会派遣事業 障がい者スポーツ講習事業 パラスポーツ指導員活用推進事業(新規) 初級パラスポーツ指導員養成講習事業 ・地域コーディネーター活動事業 ・パラアスリート及び競技団体支援事業 パラアスリート支援事業費補助金 障がい者スポーツパワーアップ補助金 全国障害者スポーツ大会中・四国ロック予選会出場費補助金	—
愛媛障がい者アートサポートセンター (松山市道後町2丁目12番11号)	芸術文化活動を行う障害のある方やそのご家族、障害福祉サービス事業所や支援団体等に対する総合的な拠点として、様々な事業を実施 ・県内の事業所等に対する芸術文化活動に関する相談支援 ・芸術文化活動を支援する人材の育成 研修会の開催 指導者による個別訪問指導 ・商品化支援 ・芸術文化活動に関する情報収集・発信 ・障がい者芸術文化祭の開催 障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる～えひめの障がい者アート展～舞台芸術ワークショップ アート広場	—

2 総括的項目

〈組織運営・内部管理〉

- 法人の経営理念・経営方針に基づき「質の高いサービスの提供」「人材育成と働きがいのある職場づくり」「地域に貢献する施設づくり」「経営基盤の強化・健全化」に取り組む。
- 令和6年4月から5年間を計画期間とする「愛媛県社会福祉事業団第2期中期経営計画」に掲げた具体的目標に法人全体が連携して取り組み、計画の確実な執行に努める。

〈施設運営・事業部門〉

- 直営施設においては、地域や関係機関と連携を図りながら、各施設の特性を活かした質の高いサービスを提供するとともに、重度化・高齢化に対応した介護機器等の導入や老朽化した設備の更新を行い、利用者の生活環境の改善・向上に努める。
- 次期(令和6~10年度)指定管理者として愛媛県の指定を受けた指定管理施設においては、これまで培ってきた実績とノウハウを活かすとともに、これまで以上に法人全体で連携した事業運営に取り組み、利用者の満足度を高め、地域にも親しまれる、魅力ある公共施設となるよう、更なるサービス向上に努める。
- 各施設において、引き続き感染症対策の徹底を図り、利用者の安心・安全に配慮しつつ、行事や事業等を積極的に実施するほか、原油価格・物価高騰等の影響が続く中でも、事業内容や実施方法の工夫・見直しを行うことで、影響を最小限に抑えながら、安定した事業運営と利用者サービスの充実に努める。
- 福祉職員の採用が困難化している状況を踏まえ、人材の確保・育成を専任する参与を設置する。それに伴い、優秀な人材を育成するため、外部研修の積極的な受講や施設内研修の充実等を図るとともに、事業団公式ホームページや各施設の特性を活かした効果的な広報活動などのほか、大学・専門学校等、さらには学生への積極的なアプローチにより、これまで以上に人材確保の強化に努める。また、ワークライフバランス（仕事と生活の両立）を推進するとともに、ハラスマント対策の強化に努めるほか、職員の自主研究グループやクラブ活動へ助成するなど、職員が働きがいのある、働きやすい職場づくりに取り組む。
- 愛媛県立愛媛母子生活支援センターにおいては、令和6年4月から愛媛県より新たに「愛媛県妊産婦等生活援助事業」を受託することとし、予期せぬ妊娠等により身近に頼れる人がおらず、困難な問題を抱える妊婦（特定妊婦）を受け入れるとともに、妊娠期から出産後にわたり生活支援や相談支援を行うなど、切れ目のない支援に取り組む。
- 障がい者アートサポートセンターにおいては、職員を増員して支援体制を強化し、「障がい者芸術文化祭」の充実等を図るとともに、新たに障がい者アートを商品化する企業への補助を行い、障がい者の芸術文化活動の普及推進に努める。
- 就労支援事業においては、老朽化した機器の更新、新規受注先の開拓や販路拡大等により更なる增收を図り、工賃の向上に繋げるとともに、一般企業や地域との連携を通して、就労及び自立への促進を図る。

〈特記事項〉

- 第2期中期経営計画に掲げた施設整備・改修の検討に当たっては、職員による準備検討委員会において、中長期の福祉ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、将来を見据えた法人全体の施設構成・あり方を含めた調査検討を行う。
- 令和6年度から完全義務化される事業継続計画(BCP)及び感染症対策について、更なる実効性向上を図るため、事業継続マネジメント(BCM)委員会を中心に、定期的な見直し・検証を行うとともに、大規模災害等を想定した訓練を定期的に実施する。

3 事務局及び各施設における重点的な取組み（主なもの）

○ 事務局

- ・ 将来を見据えた事業展開の検討

直営施設整備等検討準備委員会において、中長期の福祉ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、事業団の今後の事業展開や施設構成などについて引き続き検討を進める。

- ・ 人材確保・定着に向けた取組みの強化

福祉職員の採用が困難化している状況を踏まえ、人材の確保・育成を専任する参与を設置する。それに伴い、優秀な人材を育成するため、外部研修の積極的な受講や施設内研修の充実等を図るとともに、事業団公式ホームページや各施設の特性を活かした効果的な広報活動を展開するほか、大学・専門学校等、さらには学生への積極的なアプローチにより、これまで以上に人材確保の強化に努める。また、ワークライフバランス（仕事と生活の両立）を推進するとともに、ハラスメント対策の強化に努めるほか、職員の自主研究グループやクラブ活動へ助成するなど、職員が働きがいのある、働きやすい職場づくりに取り組む。

○ しげのぶ清流園

- ・ 利用者のニーズに基づく重度支援体制等の構築

喀痰吸引等研修の受講を継続するとともに、医療的ケアに関する勉強会を実施し、医療的ケア体制の構築を進めるほか、訓練担当職員を中心として日中活動に新たにスポーツレクリエーションを取り入れ、利用者の身体機能の維持向上に努める。

- ・ 質の高いサービス提供のための福祉人材の育成及び定着支援

介護スキルやコミュニケーション力の向上に係る施設内研修を実施するとともに、職員と現場リーダーとの定期的な面談の機会を設け、メンタル面のサポート、チーム力の向上及び働きがいのある職場づくりに積極的に取り組むことにより、質の高い利用者支援・サービス提供を目指す。

○ しげのぶ清愛園

- ・ 重度知的障がい者に対する支援体制の強化

自傷行為等のある強度行動障がい者が、安心・安全な生活を送れるよう、居室の壁にクッション材を貼り付ける等、生活環境の整備を行う。また、同障がいに関する特性理解のための研修受講等により、支援スキルの向上につなげる。

- ・ 就労及び自立への促進

就労移行支援事業において、清掃やベットメイキングに特化した訓練メニューの導入や一般企業と連携した訓練を実施し、一般就労を促進する。また、就労継続支援B型事業において、土壌の改良や作付け野菜の見直し等により、農作物の収穫量増や新たな受注先の開拓に取り組み、更なる工賃向上に努める。

○ 道後ゆう

- ・ 利用者に選ばれる事業展開

就労移行支援事業において、新たな訓練機器や画像編集ソフト等を導入することで、利用者ニーズに合った訓練プログラムの充実を図るとともに、各事業のパンフレットを作成し、病院や学校、介護施設等への積極的なPR活動を通して、利用者確保に繋げる。

- ・ 重度障がい者への支援力向上

障がい特性に合わせた日中活動を提供している類似施設を見学し、支援プログラムの改

善に取り組むとともに、強度行動障害者支援者養成研修会等の積極的な受講により、職場内研修や事例検討会の活性化を図り、重度障がい者一人ひとりの症状や特性に合わせた支援の提供に努める。

○ ほほえみ工房ぱれっと道後

- ・ 就労支援事業の增收に向けた周知・利用促進

販売サービス科において、各種イベントでの積極的な出店販売や（一社）愛媛県観光物産協会等と連携した販売促進に取り組み、認知度の向上を図る。

また、クリーニング科において、既存顧客や新規事業所から受注した洗濯作業の品質向上に努め、更なる利用促進に取り組むほか、地域の個人客を対象としたキャンペーンの実施等により、リピーターの獲得に繋げ、增收及び工賃向上を目指す。

- ・ 地域行事への参加・協力による地域交流の促進

町内会や公民館等の行事への積極的な参加・協力により、地域住民との交流を深め、地域の理解促進や活性化に取り組む。

○ どうご清友寮

- ・ 職員研修の強化と人材育成

全職員がより良い利用者支援を行うため、施設内研修に加え、施設外研修の機会を増やすことで、知識及びスキルの向上を目指す。

- ・ 権利擁護の推進

金銭的なトラブル等が懸念される利用者に対し、必要に応じて成年後見制度の利用を促すなど、金銭面と精神面での安定した生活に向けた支援を提供するとともに、利用者の預り金の管理体制を強化し、より一層の適正管理に努める。

○ 福祉工房いだい清風園

- ・ 就労支援事業の強化

食品部門において、令和5年度に導入した搾汁機の稼働率アップや、搾汁した果汁等の販路開拓に努めるとともに、印刷部門において、老朽化した印刷機を更新し、印刷の精度や品質の向上に取り組み、增收及び工賃向上を目指す。

- ・ 利用者の安心・安全な環境整備の実施

経年劣化した公用車等の更新や感染症対策用品の備蓄、老朽化した整理ダンス等の生活用品の交換等により、利用者が安全で安心できる環境整備に努める。

○ ほほえみ特定相談支援事業所

- ・ 地域生活を重視した相談支援の充実

施設入所支援等の利用者に対し、地域移行の希望を確認しながら、適正な相談支援を行い、必要なサービスと結びつけることで、地域生活を重視した相談支援の充実を図る。

- ・ サービスの自己点検による継続的な改善

サービスの自己点検表を作成して、職員が定期的に自己評価を行い、サービスの改善に繋げる。

○ 愛媛県身体障がい者福祉センター

- ・ 地域及び関係団体と連携した「ほほえみフェスタ」の開催

令和5年度は、4年ぶりに飲食の提供を行うなど、コロナ禍前の開催形式で実施したこと

を踏まえ、6年度は改善点の見直しや更なる内容の充実を図り、地域に貢献する法人としての取組みを発信するフェスタを開催する。

- ・ 障がい者のＩＣＴ利用支援体制の強化

愛媛大学と連携して、令和4年度から設置している「障がい者ＩＣＴサポートセンター」において、「障がい者ＩＣＴ利用支援者養成研修会」を実施し、支援者の拡大を図るとともに、東予・南予地域への支援強化のため、補助員の配置や支援機関等へのサテライト拠点を創設する。

○ 愛媛県立愛媛母子生活支援センター

- ・ 関係機関との連携強化による新たな困難事例への対応

令和6年4月から、愛媛県より新たに「愛媛県妊産婦等生活援助事業」を受託し、予期せぬ妊娠等により身近に頼れる人がおらず、困難な問題を抱える妊婦（特定妊婦）を受入れ、妊娠期から出産後にわたり生活支援や相談支援など、切れ目のない支援に取り組む。

- ・ 第三者評価に基づく利用者サービスの質の更なる向上

令和4年度実施の「評価機関による第三者評価結果」に基づき、見直しを行った自立支援計画や業務評価シート等の検証を行うとともに、ボランティアの受入れ等、未対応の事案について課題を洗い出し、実現に向け検討を行う。

○ 愛媛県障がい者更生センター

- ・ 利用者への充実したサービス提供

記念プランや特別支援学校の親子同窓会プラン等を展開し、サービスの充実を図るとともに、旬の食材を使った料理を安価で提供できるよう、メニューの統一化や食材の見直しを行いつつ、一部料金の改定を行い、安定的なサービス提供に繋げる。

- ・ 安心・安全に配慮した環境整備の実施

感染症対策や食品衛生、食品アレルギーに関する職員研修の開催、専門業者による厨房内清浄度測定や特殊清掃による食品衛生管理の徹底、危険物保安管理に従事する職員の資格取得を行い、利用者の安全に配慮した環境整備に努める。

○ 愛媛県視聴覚福祉センター

- ・ 切れ目のない支援体制づくり

県内の中途視覚障がい者に対して、これまで6ヵ月間の入所生活訓練を実施していたが、利用者のニーズに即して、県下3圏域に出向いての訓練を提供することで、利用者の社会的自立への支援を図るとともに、個々へのより細かなサービス提供に繋げる。

また、愛媛県が主催する「難聴児の早期発見・早期療育のための関係機関連絡会」へ参加し、関係機関との連携した聴覚障がい児の支援体制の構築に取り組む。

- ・ 視聴覚障がい者への大規模災害時の支援体制の検討

大規模災害発生時の要支援者（視聴覚障がい者）への支援方法について、地域の公民館等と連携し、協力体制を検討する。

○ えひめ障がい者就業・生活支援センター

- ・ 共生社会の実現に向けた地域を活性化するセミナーの充実

企業及び関係機関等を対象に、障がい特性や雇用状況等の理解促進に繋がるセミナーや中高年齢等障がい者の継続雇用に関するセミナーを開催する。

- ・ 様々な障がい者に対応できる人材の育成及び定着

事例検討を行う定期的なカンファレンスを実施し、支援の標準化及び統一化を図るとともに、関係機関との勉強会や外部研修にも積極的に参加する。

○ 愛媛県障がい者スポーツ協会事務局

- ・ 本県パラアスリートに対する支援の強化
「パリ 2024 パラリンピック」「東京 2025 デフォリンピック」に向け、本県パラアスリートに対し、必要経費を補助するなどの活動支援を行う。
- ・ 全国障害者スポーツ大会への派遣
競技団体と連携して県障がい者スポーツ大会を開催し、佐賀県で開催される全国障害者スポーツ大会へ選手団を派遣する。
- ・ 外部専門指導員による更なるパラスポーツの普及・活動推進
パラスポーツの普及や活動推進のため、県パラスポーツ指導者協議会にコンシェルジュを委嘱するとともに、地域コーディネーターと連携し、活動の活性化を図る。

○ 愛媛障がい者アートサポートセンター

- ・ 相談支援の充実
年々増加する相談や令和5年度に愛媛県が新設した「障がい者アート専用サイト」の更新作業等に対応するため、職員を増員し、相談支援の充実を図る。
- ・ 障がい者芸術文化祭の充実強化
「障がい者アート展」と「舞台芸術ワークショップ」の開催に加え、インクルージョンの実現のため、障がいの有無に問わらず、参加者が芸術文化活動を通じた交流により、互いの理解を深める場として「アート広場」を開催し、活動の活性化及び芸術文化活動を通じた社会参加の促進を図る。
- ・ 企業が取り組む障がい者アートの商品化支援
令和6年度より障がい者アートデザインコンペを廃止し、新たに障がい者アートを商品化する企業の掘り起こしを行い、1社あたり20万円を上限に補助金を支給する。